



インドネシアの石炭政策

総局長
Dr. バンバン・スティアワン

インドネシア・日本 石炭セミナー
2009年3月27日、東京

インドネシア共和国エネルギー・鉱物資源省
鉱物・石炭・地熱総局

□ 現在の状況

- ❖ 生産と輸出
- ❖ 基本法について
- ❖ 石炭資源と埋蔵量

□ 2009年法律第4号、新鉱業法（鉱物石炭鉱業法）について

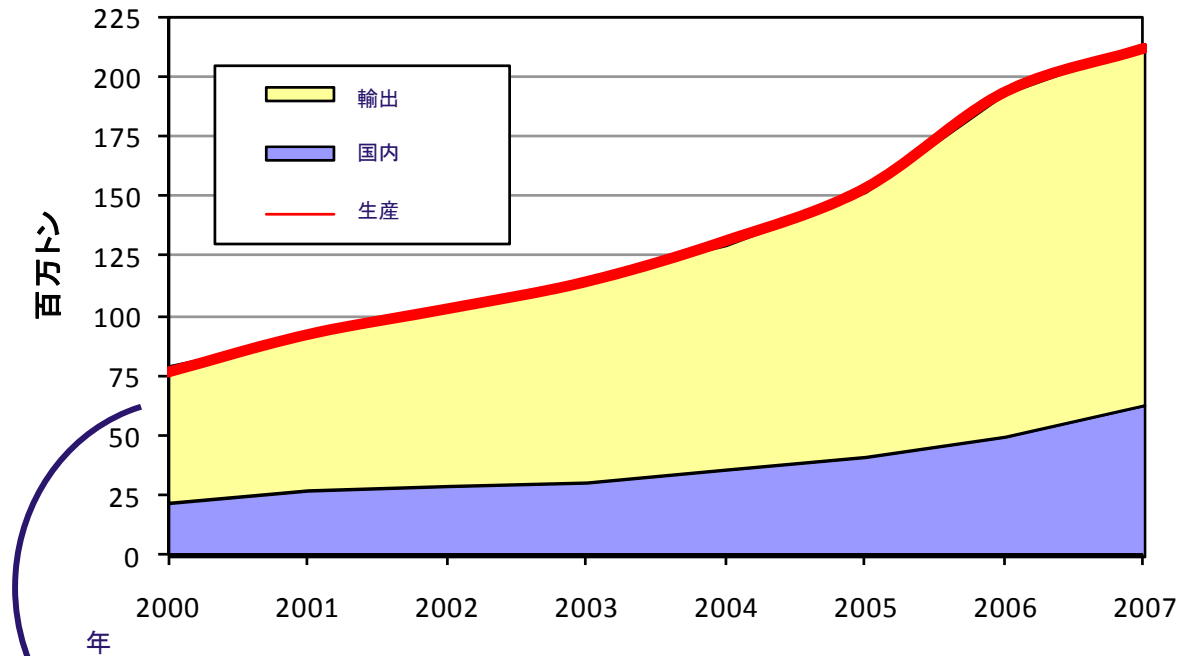
- ❖ 主な規定
- ❖ 重要な諸問題
- ❖ 移行期間

□ 需給政策

- ❖ 規定
- ❖ 国内供給義務 (Domestic Market Obligation, DMO)
- ❖ 最低国内石炭販売比率 (MPDCS) の決定
- ❖ 石炭価格のしくみ

現在の状況

生産と輸出



⇒ 国内向け石炭供給は供給が確保されなければならない

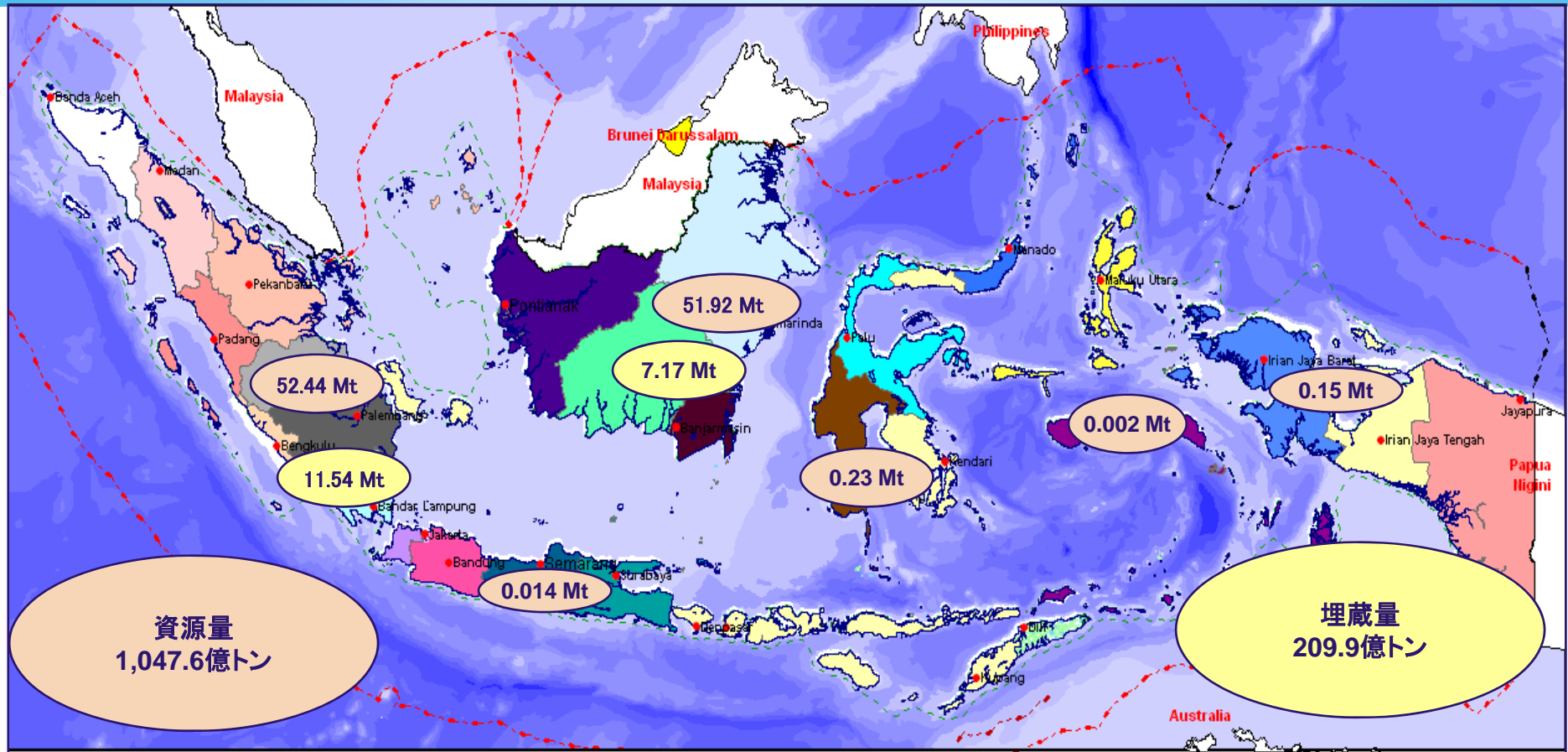
⇒ 国家収入の最適化

- インドネシアは、最大の石炭輸出国の1つ
- 石炭生産量の70%を輸出
- しかし、インドネシアは石炭不足を経験

基本法について

- ❖ 大統領令2006年第5号(国家エネルギー政策):
2025年、石炭はエネルギーミックスの35%を占める
- ❖ 2007年法律第3号(エネルギー):
石炭供給を含むエネルギー供給の保証
- ❖ 2009年法律第4号(新鉱業法: 鉱物石炭鉱業法):
国内供給義務(DMO)政策の拡大

石炭資源と埋蔵量



項目	実績			計画
	2006	2007	2008	2009
石炭(百万トン)	193	217	229	230

出所: 2008年12月、地質庁

2009年法律第4号、新鉱業法(鉱物石炭鉱業法)について

2009年法律第4号の主な規定

- ▶ 1967年法律第11号(鉱業法)に取って代わるもの
 - ▶ 1945年憲法第33条に則したもの
 - ▶ 現在の契約を尊重(事業契約および石炭事業契約)
 - ▶ 全鉱業関係者に対する法による确实性の提供
 - ▶ 投資促進環境の創出
- ▶ 新鉱業法の下、国家収入と既存鉱業契約における開発地域の最適化が求められる
- ▶ 新規参入事業者に対する許可制度：
 - ▶ 鉱業事業許可 (Izin Usaha Pertambangan, IUP)
探鉱IUPおよび生産IUP
 - ▶ 市民鉱業許可 (Izin Pertambangan Rakyat)
 - ▶ 元国家保留鉱業区における特別鉱業許可 (IUPK)
 - ▶ 鉱業事業許可 (IUP) および特別鉱業事業許可 (IUPK) は入札制度において国内および外国投資家に開放

規制の準備および制定:

□ 政府規制:

- ▶ 鉱業区の準備および制定
- ▶ 鉱業および石炭企業の活動
- ▶ 鉱業活動の監視および管理
- ▶ 跡地修復および採掘後処理

□ 大臣令:

- ▶ 鉱業サービス

重要な諸問題(2)

- ❖ 鉱業区の制定 (*Wilayah Usaha Pertambangan-WUP*)、市民鉱業区域 (*Wilayah Pertambangan Rakyat-WPR*) および国家保留鉱業区 (*Wilayah Pencadangan Negara-WPN*)
- ❖ 許可の簡素化: 許可は主として探鉱許可 (*IUP*) および生産許可 (*IUP*) のふたつ。これら以外に市民鉱業許可 (*Izin Pertambangan Rakyat-IPR*) および特別鉱業事業許可 (*IUP Khusus-IUPK*) がある。
- ❖ 入札による鉱業区の決定。特別鉱業事業許可 (*IUPK*) は旧国家保護区域 (特別鉱業事業区域) 区に関し担当大臣によるもの。
- ❖ 中央政府、州および地方当局それぞれの管理体制の明確化、
- ❖ 生産物 (金属など) の精錬および製精はインドネシア国内で行わなければならない、
- ❖ 地域の開発は、地元住民の福祉を重視しなければならない。
- ❖ 国家の利益のため、インドネシア政府 (*GOI*) は鉱物および石炭の国内供給義務 (*DMO*) を決定することができる。
- ❖ 特別鉱業事業許可 (*IUPK*) を受けた鉱業会社は、純利益を生産後に分配する義務がある: その割合は中央政府4%、地方政府6%。
- ❖ 法律違反に対しては罰則規定がある。

移行期間(関連政府規則の発行前)

- 関連政府規制(GR)発行前のすべての既存KP(鉱業権)に対する鉱物資源および石炭採掘許可に関する2009年1月31日付け、エネルギー・鉱物資源省(MEMR)通達第03.E/31/DJB/2009号。同通達の要点は以下のとおり:
 - 既存KP(鉱業権)は期間終了まで有効であり、鉱業事業許可(IUP)に一本化させる必要がある。
 - 関連政府規則(GR)が発行されるまで、鉱業事業許可(IUP)の付与は一時的に保留となる。
 - 既存KP(鉱業権)に関連する諸事業の申請はエネルギー・鉱物資源省鉱物・石炭・地熱総局(DGMCG)と協議、調整の上2009年法律第4号に拠り処理される。
 - 2009年法律第4号以前に存在したすべてのKP(鉱業権)申請に関するデータ・情報はWIUP策定のための評価および検証のため(当局に)提出しなければならない。

- すべての既存契約に対する2009年1月30日付け、エネルギー・鉱物資源省(MEMR)通達第02.E/31/DJB/2009号。その要旨は以下のとおり: すべての石炭事業契約(KK/PKP2B)においては、2009年法律第4号の発行以降6ヶ月以内に契約範囲全体に対する事業計画を提出しなければならない。

石炭に関する需給政策

規定

- ❖ 主要原則は、以下のしくみを通し石炭の国内需要を優先すること。
- 国内石炭需要について短期、中期、長期見通しの確定（石炭の国内供給義務（DMO coal））
- 年間の石炭生産量の確定および輸出管理
- ❖ しくみ：
 - 大臣が石炭国内供給義務（DMO）に関する方針を策定し、関係の州知事、県知事、市長と調整する
 - 石炭国内供給義務（DMO）を決定するに当たり、大臣は国民議会に諮る

*) 鉱物資源および石炭資源分野の企業活動に対する政府規則の要旨

石炭採掘の国内供給義務(DMO)

- 石炭企業は国内の石炭安定供給を支援しなければならない。
- 石炭企業は、国内における石炭需要を満たした場合のみ石炭を輸出することができる。

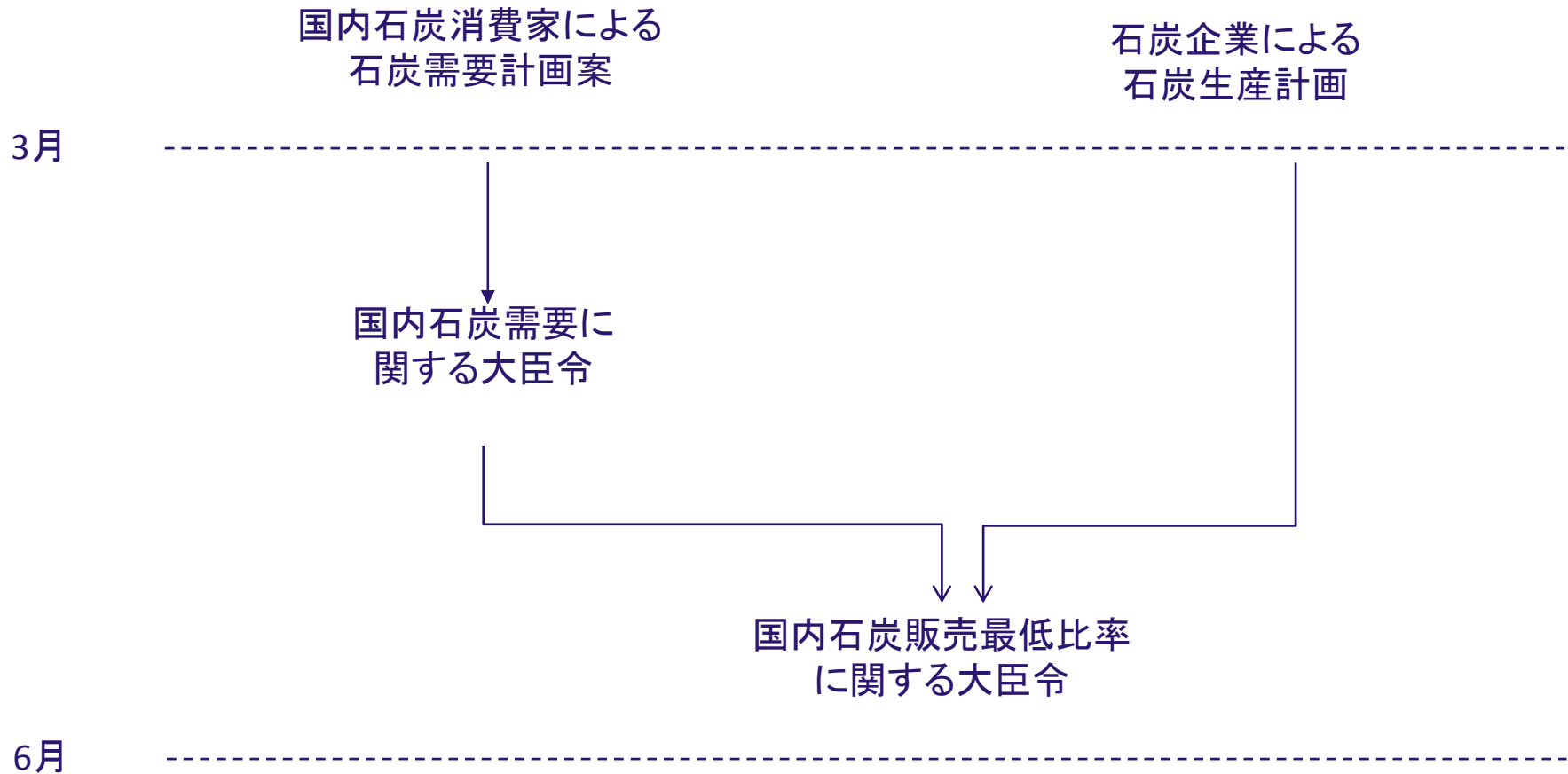
そのために、以下の対応が求められる:

- 国内の石炭需要量を決めなければならない。
- 石炭生産量から、国内石炭販売最低比率(MPDCS/PMPBDN)をまず決定する必要がある。

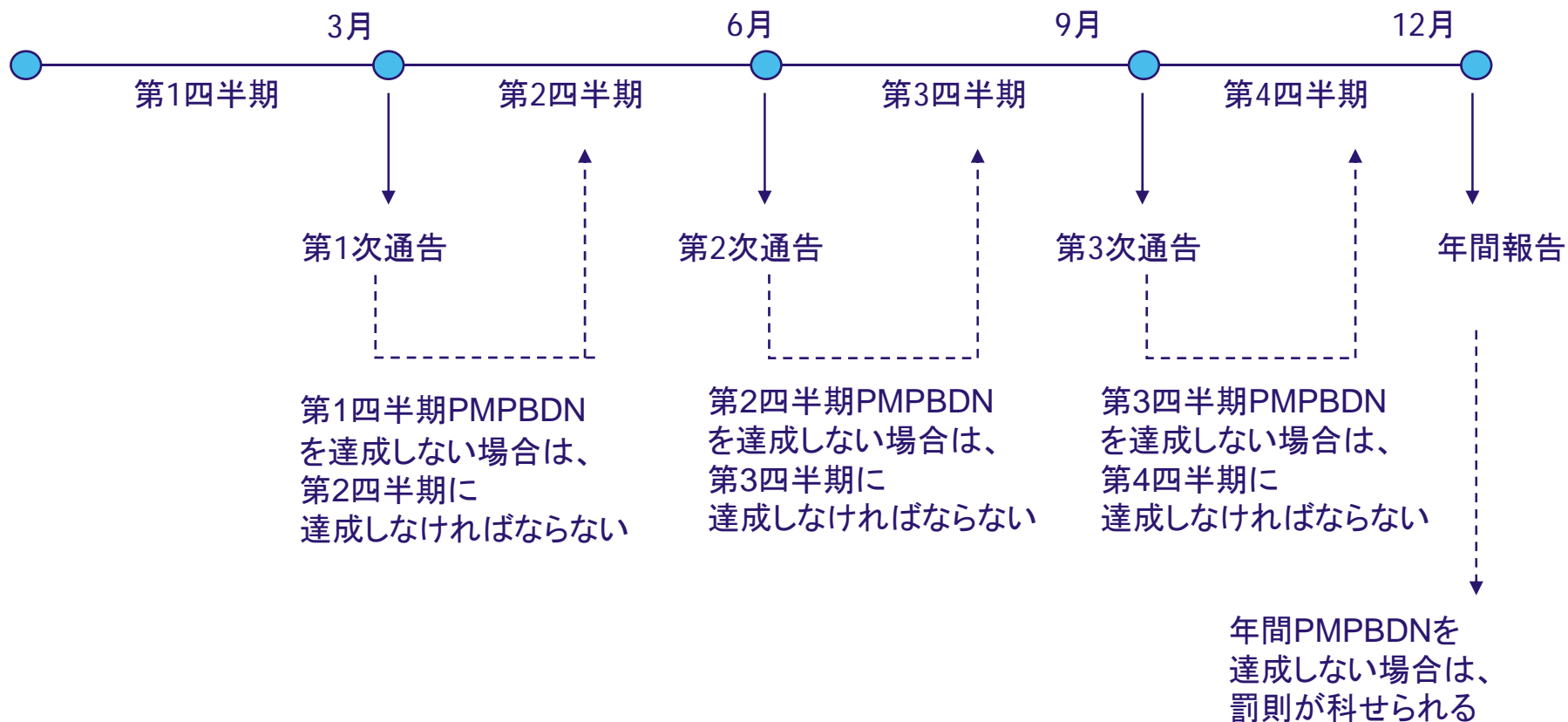
たとえば、2009年においては:

- 石炭国内供給義務(DMO)は、石炭需要家(石炭火力発電、セメント産業など)予想に基づき、6,800万トン(四半期で平均17.02百万トン)。
- 国内供給義務(DMO)は事業予算およびプログラム(石炭事業計画 CCoW RKAB)の承認のしくみを通しその規模に応じて石炭会社に割り当てられる。

最低国内石炭販売比率(MPDCS)の決定



監視および報告



石炭価格のしくみ

提案上:*)

- 政府は、以下の目的のため、インドネシア石炭価格基準(ICPR/HPB)を設定しなければならない。
 - 石炭による国家収入の最適化。
 - 生産者および消費家、とりわけ国内消費家のための基準の確立。
 - 国内における石炭の安定供給支援。
- ICPRにより、石炭価格が(品質別に)これまでよりも「統一化」されていくため、石炭企業が石炭の国内供給と輸出に同等の関心を持つことになる。
- ICPRの設定にあたってはインドネシア石炭指標(ICI)をはじめとする、国際的に発表されている石炭価格を参考にする。
- 政府は特定の国内ニーズに関し石炭価格を決定する場合がある。

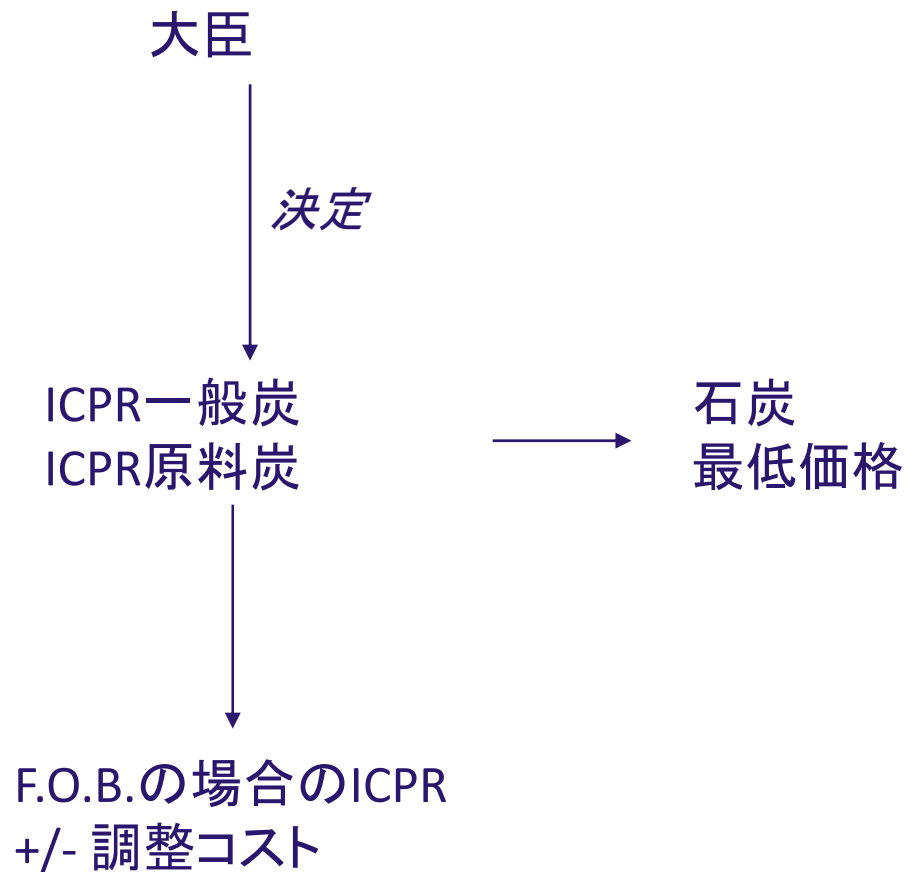
移行期間:

政府は、月間平均石炭価格を公表し、KP(鉱業権)保有者向けの基準としてすべての地方政府に回付する。PKP2B(石炭事業契約)に関しては、石炭価格は事業および予算の承認および月間報告によって管理される。

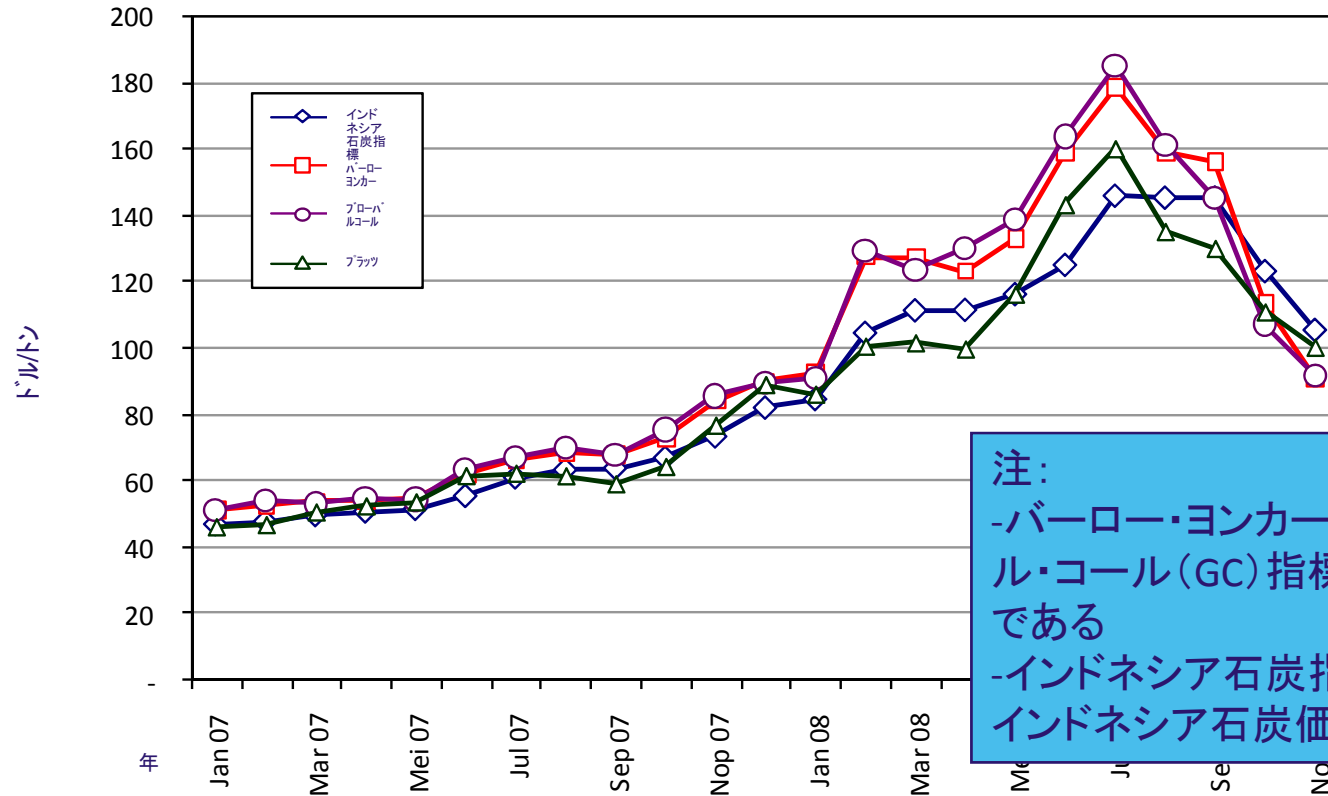
*) 鉱物資源および石炭資源の企業活動に関する政府規則および石炭価格に関する大臣規則

インドネシア石炭価格基準 (ICPR)

「国内における石炭供給を満たし
国家収入の最適化を実現するため」



ICPR用の基準指標

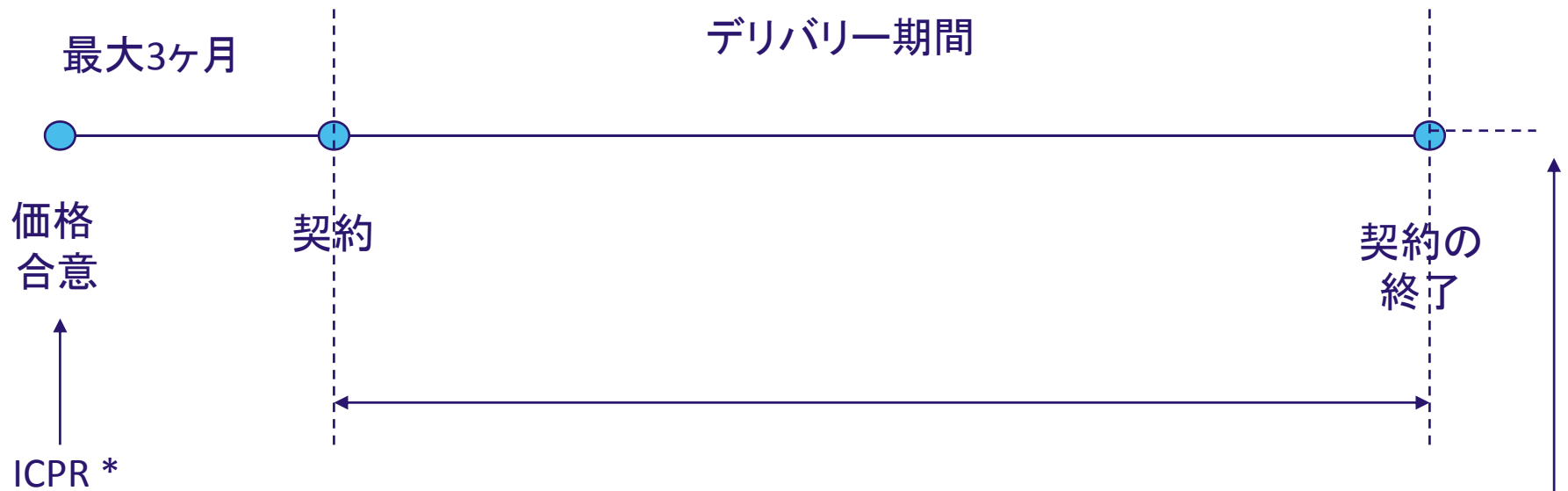


注:
 -バーロー・ヨンカー (BJ) 指標およびグローバル・コール (GC) 指標が国際石炭価格の基準である
 -インドネシア石炭指標 (ICI) およびプラッツがインドネシア石炭価格の基準である

注: 6,322 kkal/kg GARで計算

基準としてのICPR

「スポットおよび長期契約双方における国内石炭取引基準」



契約期間後にデリバリーをする場合、価格はその時点のICPRに調整する必要がある

* ICPRの有効期間 - 1年間

結論

- 2009年法律第4号(新鉱業法)は、1967年法律第11号(鉱業法)に取って代わるもので、許可に関するしくみをはじめとする多くの新しい規定を定めており、今後は従来のしくみによる契約は存在しない。ただし、既存の契約は期間終了まで尊重される。
- 石炭の需給に関する取り決めについては、原則として国内需要を輸出に優先させる。



ご清聴ありがとうございました。

www.djmbp.esdm.go.id